

令和2年4月13日

新型コロナウイルス感染対策について

新型コロナウイルス感染緊急事態宣言発出に伴い、入所者への感染を防止するため施設の対応を下記の通り実施しています。

記

1、入館規制

(ア) 施設への立ち入りについて

- ① マスクの着用をお願いします。
- ② 入館前備え付けの消毒液で手指消毒をお願いします。
- ③ 窓口までとします。(規制エリア内)
- ④ 1家族代表者1名とします。
- ⑤ 週1回までとします。

(イ) 利用者との面会について

- ① 規制エリアより一定の距離を取り短時間をお願いします。

(ウ) 洗濯物について

- ① 洗濯物の入れ替えについては、施設スタッフが行います。
- ② 受け渡しは、窓口にて行います。

2、施設の対応

(ア) 入館規制エリアを設定しています。

(イ) 窓口には、透明ビニールシートにて接触防止策を講じています。

(ウ) 職員について

- ① 常時マスクの着用をしています。
- ② こまめな手指の洗浄消毒を実施しています。
- ③ 出勤前の検温を実施しています。

(エ) 弱酸性次亜塩素酸水を定期的に噴霧して、空間除菌を心がけています。

(オ) 職員並びに利用者の触れる場所は、1日数回次亜塩素酸ナトリウム水溶液にて拭き清掃しています。

(カ) 窓の開放を行い、換気を心がけています。

以上